儲かる農業の実現に向けて
茨城県は枝物の生産拡大を支援します！
～いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業～

【第4回申込締切】 令和8年11月6日（金）

事業の目的

枝物は、需要が堅調に推移しており、市場からの引き合いは引き続き強い状況です。
一方で、県内には荒廃農地が多く問題となっています。
そこで、その農地を再生し枝物の生産拡大をするとともに、労力削減を図ることで、本県の枝物生産農家の所得向上につなげていきます。

支援対象となる方

規模拡大意向のある農業者及び農業者団体、新たに枝物生産を希望する個人及び法人

対象の取組と補助単価

①農地を再生したい場合
荒廃農地等を枝物畑に再生する費用の**1/2以内** を補助
1aあたり上限２万円
※新規就農者が５０a以上の農地を再生する場合は２/３以内



＜補足＞
予算額を超える申請があった場合、①の実施面積・過去採択状況により優先順位を付けて採択します。
（詳細は交付等要綱別記１第４採択要件を参照。）

※第4回では荒廃農地等再生支援のみ申請可能となります。
機械納期の現状を踏まえ、生産体制強化支援の申請は受け付けておりませんので了承願います。

応募時に必要な書類

（必須）交付申請書、再生する農地が確認できる書類
そのほか、再生作業に係る積算書、農地の権利関係の証明書類

事業実施上の要件

○荒廃農地等を１a以上再生すること。
○再生した農地において、収量及び品質の向上に努めながら、３年以上枝物を生産すること。

Q1 補助対象となる枝物の品目はどのようなものか。

花桃、千両、若松、柳、オリーブ、ユーカリなど、枝物に分類される全品目を対象とします。新たに枝物の生産を開始する方は、お近くの農業改良普及センターにご相談ください。

Q2 補助対象となる「農地」はどのような農地か。

荒廃農地、遊休農地、田、株枯れ等が発生している枝物生産農地等を対象とします。

※　株枯れ発生農地の場合は、改植費用を補助します。

Q3 農地を再生する際に、補助対象となる経費は。

機械経費（リース代、機械損料等）、工事雑費（保険料）、委託費、労務費（本人も含む再生作業に係る人件費）が補助対象経費です。

なお、資材費、消費税は補助対象外です。

Q4 農地の再生支援を活用する場合、「事業完了」の考え方は。

令和９年２月12日までに、農地の再生作業を完了し、実績報告書を市町村に提出することにより、「事業完了」とします。

なお、令和10年３月17日までに栽植完了報告、令和11年12月31日までに実施状況報告を提出いただく必要がございます。

Q5 農地をどのように探せばよいか。

枝物を生産したい農地が所在する市町村の農業委員会や農政担当窓口までご相談ください。

Q6 申請先はどこか。

再生する農地が所在する市町村に、直接、又は郵送により提出してください。なお、申請する際は必ず事前に市町村の農政担当窓口までご相談ください。

枝物トップランナー　産地振興課　検索

県HPを必ず確認ください

県ホームページに本事業の必要資料（交付等要綱等）を掲載しています。注意事項の記載もありますので、資料内容の確認をお願いします。

事業詳細についてはお近くの市町村農政担当課へお気軽にお問い合わせください

（農地の再生）

県北農林事務所　企画調整課　TEL:0294-80-3301
県央農林事務所　企画調整課　TEL:029-350-3017
鹿行農林事務所　企画調整課　TEL:0291-33-6285
県南農林事務所　企画調整課　TEL:029-822-7083
県西農林事務所　農業振興課　TEL:0296-24-9169

（機械類の導入）※第4回は対象外

農業振興課　TEL：0294-80-3303
農業振興課　TEL：029-221-3034
農業振興課　TEL：0291-33-4117
企画調整課　TEL：029-822-7083
農業振興課　TEL：029-24-9169

＜総合問い合わせ＞
農林水産部産地振興課　施設野菜・果樹花きG　TEL:029-301-3954　県HPはこちら→